

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ

厚生労働省 福岡労働局

本事業は、厚生労働省 福岡労働局から
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革関連法が施行され、
中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。
しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。
「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、
まずは専門家にご相談ください。

追加料金など一切なし

相談
無料

「働き方改革」 進んでいますか？

1

時間外労働の上限

2019年4月1日より施行
※中小企業は、2020年4月1日より施行

2

有給休暇年5日取得

2019年4月1日より施行

3

同一労働同一賃金

2020年4月1日より施行(労働者派遣法を含む)
※中小企業は、2021年4月1日より施行

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょ!!

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、人材不足への対応について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

働きがいを高める処遇改善

「同一労働同一賃金ガイドライン」
などを参考にした非正規雇用労働者の
処遇改善について

助成金の活用

利用可能な各種助成金に
関するアドバイスや、
その申請方法について

11月22日
移転
オープン!!

福岡働き方改革推進支援センター

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



ご相談方法は
裏面をご覧ください

ご相談方法はコチラ



お電話・メール・来所
いずれかでご相談

まずは社会保険労務士や
経営コンサルタントが
お悩みをお伺いします。

課題解決に向けた
お手伝い
〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が事業所を
5回まで訪問し、課題解決のための
改善提案をおこないます。

ご相談窓口・お問い合わせ先

11月22日
移転
オープン!!

福岡働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省福岡労働局委託事業〉

〒810-0001 福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8階
(株)東京リーガルマインド(LEC)福岡本校内

☎0800-888-1699

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名		業種	
住所			
TEL		従業員数	
担当者名(部署・役職含む)			
訪問支援を希望しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
ご相談内容			
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について			
<input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談			
<input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 <input type="checkbox"/> 助成金について <input type="checkbox"/> その他 ()			

宛先 福岡働き方改革推進支援センター 行

FAX.092-734-3670